

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 31 年 2 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1	基幹統計調査の承認	1
	毎月勤労統計調査	2
2	一般統計調査の承認	6
3	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	7
	(2) 変更	8
	(参考) 基幹統計の指定	9

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。）」は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合や、基幹統計（統計調査以外の方法により作成されるものに限る。）に係る作成方法の通知がなされた場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあつては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理については、これらの一部項目を一覧形式で掲載している。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数／母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない）。 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
把 握 時	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 (注) 一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施機関
H31.2.18	毎月勤労統計調査	厚生労働省 政策統括官付参事官付 雇用・賃金福祉統計室

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	毎月勤労統計調査
承認年月日	平成31年2月18日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
目的	全国調査、地方調査及び特別調査の3種類から成り、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。
沿革	<p>本調査は、大正12年7月に開始された「職工賃銀毎月調査」及び「鉱夫賃銀毎月調査」にその端を発する。その後、昭和19年7月に勤労統計調査令（昭和19年4月勅令第265号）に基づき、現在の名称である毎月勤労統計調査が内閣統計局によって開始され、戦後、労働省（現厚生労働省）に移管された。</p> <p>昭和22年からは旧統計法に基づく指定統計調査として位置づけられたが、現在の毎月勤労統計調査の基礎が確立したのは、昭和25年1月に標本調査法が導入された時点である。その後、①昭和26年4月に都道府県別に行っていた「毎月賃金統計調査」を「毎月勤労統計調査地方調査」として本調査に吸収、②昭和27年から建設業を対象範囲に追加、③昭和32年に調査対象となる事業所の最低規模を引き下げ、全国乙調査（常用労働者5～29人）を開始、④昭和46年1月（地方調査については昭和47年4月）からサービス業を対象範囲に追加するなど、順次調査対象範囲の拡大が行われた。そして、平成2年には、従来の甲調査と乙調査を結合し、全国調査及び地方調査ともに、常時5人以上の常用労働者を雇用している事業所に統一・拡充するとともに、5人から29人の第二種事業所に関する抽出方法を変更する等の改正が行われた。</p> <p>その後は、新統計法の施行に伴い、指定統計調査から基幹統計調査への位置づけの変更が行われたほかは、調査内容について大きな変更は行われていなかったが、平成27年度に統計委員会において未諮問基幹統計の確認^(注)の一環として審議され、その結果も踏まえ、平成32年（2020年）1月からは、第一種事業所について、調査対象事業所を毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーションサンプリングを導入する（それまでは、数年に一度、一斉に入替えを実施。また、移行期間として、平成30年1月から部分入替えを実施。）等の変更がなされることとされた。</p> <p>平成30年12月、500人以上の事業所は全数調査としてしているところ、平成16年1月調査より、東京都については、統計法に基づく手続を経ることなく、一部の産業について抽出して調査を実施していたことが判明。これに対し、翌年1月、厚生労働省に報告を求め、統計委員会において審議し、全数調査を可及的速やかに履行すること等を指摘した。</p> <p>この指摘に対応するため、平成31年（2019年）6月分調査から、厚生労働省による直轄調査を導入する。</p> <p>(注)「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅱ期・平成26年3月25日閣議決定）において、「社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。」こととされており、本調査については、平成4年に当時の統計審議会に諮問されて以降、諮問がなされていなかったことから、当該確認の対象になった。</p>
調査票の構成	1－毎月勤労統計調査全国調査票（第一種事業所用） 2－毎月勤労統計調査全国調査票（第二種事業所用） 3－毎月勤労統計調査地方調査票（第一種事業所用） 4－毎月勤労統計調査地方調査票（第二種事業所用） 5－毎月勤労統計調査特別調査票
公表	<p>インターネット及び印刷物</p> <p>（全国調査：毎月集計する事項のうち、主要なものは調査実施月の翌々月10日。その他の集計事項については、集計完了次第。</p> <p>地方調査：毎月集計する事項のうち、主要なものは調査実施月の翌々月中。その他の集計事項は、集計完了次第。</p> <p>特別調査：調査実施年内）</p>

備考	<p>1. 今回の承認は、平成31年（2019年）6月分調査以降についての変更承認。承認内容は、厚生労働省による直轄調査の導入。</p> <p>2. 本調査では、調査対象となる事業所に雇用される常用労働者についての状況について回答することとされているが、船員法（昭和22年法律第100号）に規定する「船員」は除外されている。</p> <p>3. 全国調査の報告者は、地方調査の報告者も兼ねており、その報告内容は地方調査の集計にも用いられている。すなわち、第一種事業所、第二種事業所ともに、報告者の実施的な総数は地方調査票の欄に記載した数であり、全国調査票の欄に記載した数と地方調査票の欄に記載した数の差が、地方調査のみの客体数になる。</p>
調査票 - 1	毎月勤労統計調査全国調査票（第一種事業所用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類の大分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する常用労働者を常時30人以上雇用する事業所
客体数／母集団数	約16,700／約180万
選定方法	全数及び無作為抽出
母集団情報	事業所母集団データベースの年次フレームによる名簿
配布・取集	郵送・オンライン
把握時	毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）
調査組織	厚生労働省一都道府県一報告者 （注）調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。 厚生労働省一報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月の翌月の10日
調査事項	1. 主要な生産品の名称又は事業の内容、2. 調査期間及び操業日数、3. 企業規模、4. 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額、5. 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額、6. パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額、7. 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項
調査票 - 2	毎月勤労統計調査全国調査票（第二種事業所用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類の大分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所
客体数／母集団数	約16,500／約180万
選定方法	無作為抽出

母 集 団 情 報	経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿
配 布 ・ 取 集	調査員・オンライン
把 握 時	毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－調査員－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月の翌月の10日
調 査 事 項	毎月勤労統計調査全国調査票（第一種事業所用）に同じ
調 査 票 ー 3	毎月勤労統計調査地方調査票（第一種事業所用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	毎月勤労統計調査全国調査票（第一種事業所用）に同じ
客 体 数 / 母 集 団 数	約21,500 / 約180万
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	事業所母集団データベースの年次フレームによる名簿
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
把 握 時	毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－報告者 (注) 調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。 厚生労働省－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月の翌月の10日
調 査 事 項	毎月勤労統計調査全国調査票（第一種事業所用）に同じ
調 査 票 ー 4	毎月勤労統計調査地方調査票（第二種事業所用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	毎月勤労統計調査全国調査票（第二種事業所用）に同じ
客 体 数 / 母 集 団 数	約22,000 / 約180万
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿
配 布 ・ 取 集	調査員・オンライン
把 握 時	毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－調査員－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月の翌月の10日
調 査 事 項	毎月勤労統計調査全国調査票（第一種事業所用）に同じ
調 査 票 ー 5	毎月勤労統計調査特別調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類の大分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する、調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所
客 体 数 / 母 集 団 数	約25,000 / 約220万
選 定 方 法	無作為抽出

母 集 団 情 報	経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿
配 布 ・ 取 集	調査員
把 握 時	毎年7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在） ただし、常用労働者ごとの特別に支払われた現金給与額については、調査を実施する年の前年の8月1日から調査を実施する年の7月31日までの期間。
調 査 組 織	厚生労働省一都道府県一調査員一報告者
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	毎年8月1日～9月10日
調 査 事 項	1. 事業所名、2. 主要な生産品の名称又は事業の内容、3. 調査期間、4. 企業規模、 5. 常用労働者の数 6. 常用労働者ごとの次に掲げる事項 （1）氏名及び性、（2）通勤又は住み込みの別及び家族労働者であるかどうかの別、（3） 年齢及び勤続年数、（4）出勤日数及び1日の実労働時間数、（5）きまって支給する現金給 与額、（6）特別に支払われた現金給与額

2 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
体育・スポーツ施設現況調査	平成31年2月1日	文部科学省スポーツ庁参事官(地域振興担当)	体育・スポーツの振興に資するため我が国における体育・スポーツ施設の設置者別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後の体育・スポーツ施設の整備計画策定等スポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ることを目的とする。	全国	6	1,788教育委員会 1,381校	全数	オンライン	1回限り	平成31年1月中旬～ 2月下旬	今後も継続的な実施が想定されているが、調査周期の適切な設定について引き続き検討が必要であるとの観点から、1回限りで承認
年金制度に関する総合調査	平成31年2月1日	厚生労働省年金局総務課	年金受給者及び被保険者の就業状況や収入などの生活実態と、年金制度に関する意識を総合的に把握し、制度改正のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	26,600人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成31年3月上旬～ 4月下旬	
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	平成31年2月6日	文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課	学校教育及び教育行政のために地方公共団体において整備された教育用情報機器のほか、学校のインターネット接続環境、教員のICT活用指導力の実態等の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	1	33,764校	全数	オンライン	1回限り	平成31年2月中旬～ 6月中旬	今後も継続的な実施が想定されているが、調査事項の適切な設定について引き続き検討が必要であるとの観点から、1回限りで承認

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客位数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	北海道産業廃棄物処理状況調査	平成31年2月1日	北海道環境生活部 環境局循環型社会 推進課	北海道内で発生している産業廃棄物の排出量及び処理状況等を把握し、廃棄物行政の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	北海道全域	16	7,200事業所	全数 有意抽出	郵送 オンライン FAX	5年	平成30年11月29日～ 12月19日
	ひきこもり等に関する調査	平成31年2月7日	長野県健康福祉部 地域福祉課	近年、社会生活を営む上での困難を抱える者の高齢化等が問題となっており、長期にわたりひきこもりの状態にある者の支援の強化が必要となっている状況を踏まえ、長野県内における引きこもりの実態を把握し、今後の施策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	長野県全域	1	5,000人	全数	職員	不定期	平成31年1月25日～4 月24日
	認定農業者経営状況調査	平成31年2月8日	島根県農林水産部 農業経営課	島根県内の認定農業者の経営状況等の実態を把握し、今後の認定農業者の育成及び確保に向けた政策の推進に資することを目的とする。	島根県全域	2	170法人 870人	全数	郵送	1年	毎年3月13日～4月12 日
	スポーツに関する意識調査	平成31年2月12日	高知県文化生活ス ポーツ部スポーツ課	障害者のスポーツに対する意識やスポーツ活動の実情を把握し、今後の障害者スポーツ振興施策に活用するとともに、特別支援学校の卒業生やその保護者等に対するスポーツ情報の提供につなげることを目的とする。	全国	1	650人	全数	郵送	5年	平成31年3月上旬～3 月下旬
	広島市交通実態調査	平成31年2月14日	広島市道路交通局 道路交通企画課	平成22年7月に策定した「広島市総合交通戦略」の改定に向け、前回の交通実態調査実施後10年間の交通状況の変化の把握、この間に実施した施策の効果の確認及び関連計画と整合した今後の実施施策の計画立案のための基礎資料を得ることを目的とする。	広島市全域	3	4,500世帯 9,700人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成31年3月下旬
	少子化に関する県民意識調査	平成31年2月15日	高知県地域福祉部 少子対策課	出会いから結婚、子育てまでの切れ目のない支援を推進する上での基礎資料とすることを目的とする。	高知県全域	1	2,000人	無作為抽出	郵送	1年	毎年2月下旬～3月上 旬
	「第3次熊本市環境総合計画」に関する市民アンケート調査	平成31年2月25日	熊本市環境局環境 推進部環境政策課	「第3次熊本市環境総合計画」について、重点協働プロジェクトの進捗状況を把握し、今後の取り組みについて活かすための基礎資料を得ることを目的とする。	熊本市全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送 オンライン	1回限り	平成31年1月下旬～2 月下旬

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(2) 変更	生活習慣病予防支援システムに伴う生活習慣アンケート調査	平成31年2月4日	岩手県環境保健研究センター保健科学部	岩手県民の生活習慣の実態を把握し、岩手県健康増進計画「健康いって21プラン(第2次)」の評価及び生活習慣病対策の基礎資料とすることを目的とする。	岩手県全域	3	26,178人	有意抽出	調査員	1年	毎年9月末日 毎年10月末日
	滋賀県景況調査	平成31年2月12日	滋賀県商工観光労働部商工政策課	滋賀県内の企業の景況感を把握し、施策の基礎資料とすることを目的とする。	滋賀県全域	1	600社	無作為抽出	郵送	四半期	5月下旬～6月中旬 8月下旬～9月中旬 11月下旬～12月中旬 2月下旬～3月中旬
	住生活総合調査 拡大調査	平成31年2月15日	滋賀県土木交通部住宅課	滋賀県内の住宅の特性や居住ニーズを把握し、的確な施策の企画立案を図っていくために必要となる基礎資料を得ることを目的とする。	滋賀県全域	1	4,800世帯	無作為抽出	調査員 郵送 オンライン	5年	平成31年2月15日～2月28日
	高知県鉱工業生産統計調査	平成31年2月15日	高知県総務部統計分析課	鉱工業製品を生産する高知県内の事業所(経済産業省生産動態統計調査(基幹統計調査)の対象事業所以外)における生産活動(生産量)を調査し、経済産業省生産動態統計調査の結果と合わせて指数化することにより、高知県の経済動向を把握するための基礎資料を得ることを目的とする。	高知県全域	2	65事業所	全数 有意抽出	郵送 オンライン FAX	毎月 1回限り	翌月20日(20日が土日祝日、休日の場合は、その翌日) 平成31年3月11日
	在宅障がい児者等実態調査	平成31年2月21日	岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課	在宅生活を送る障がい児者の実態や、求められるサービス等に関する意識等を調査し、今後の支援施策の充実を図るための基礎資料とすることを目的とする。	岐阜県全域	1	1,000人	全数	郵送	不定期	平成26年8月1日～9月30日
	経済要求・妥結状況調査	平成31年2月22日	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課	都内民間労働組合を対象に、賃上げ及び一時金交渉経過について要求・回答・妥結の各状況を把握し、労政行政の業務基礎資料とともに、労使団体の参考に供することを目的とする。	東京都全域 (島しょを除く)	2	1,120組合	有意抽出	郵送 電話	1年	毎年2月下旬～12月中旬 毎年2月下旬～5月末
	岐阜県育児休業等実態調査	平成31年2月22日	岐阜県健康福祉部子ども・女性局女性の活躍推進課	岐阜県内の企業の育児休業制度等の実施状況を把握し、従業員の仕事と子育て・介護の両立支援及び女性活躍の推進に役立てるとともに、両立支援等施策の基礎資料を得ることを目的とする。	岐阜県全域	1	1,400事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年8月1日～9月15日(15日が土日祝日の場合は、その直前の平日)
	次期福岡市保健福祉総合計画策定に係る市民意識調査 (変更前の名称:福岡市保健福祉総合計画策定等にかかる市民意識調査)	平成31年2月22日	福岡市保健福祉局政策推進部政策推進課	市民の保健・福祉行政全般に関する意識及び地域共生社会に係る実態把握とともに、次期保健福祉総合計画策定の基礎資料とすることを目的とする。	福岡市全域	1	4,500人	無作為抽出	郵送	1年	毎年2月18日～3月11日
	大分県工業生産動態統計調査	平成31年2月25日	大分県企画振興部統計調査課	大分県の工業の実態を把握し、大分県鉱工業指数の基礎資料を得ることを目的とする。	大分県全域	2	40事業所	有意抽出	郵送 オンライン FAX	毎月	翌月15日
	宮城県工業動態統計調査	平成31年2月28日	宮城県震災復興・企画部統計課	宮城県における鉱工業生産の動態を把握し、鉱工業生産指数作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	宮城県全域	3	82事業所 8機関	有意抽出	郵送 オンライン 電話 FAX	毎月	翌月15日
	県民経済計算推計に関する特別調査	平成31年2月28日	神奈川県政策局統計センター企画分析課	地域経済の総合指標である県民経済計算推計の精度向上を図るため、公的機関等の収支決算状況等を把握し、推計のための基礎資料を得ることを目的とする。	神奈川県全域	6	170事業所又は 企業	全数	郵送 オンライン	1年	毎年1月下旬

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「延べ」の場合もある)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。

なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

(参考) 基幹統計の指定

統計の名称	作成者	指定内容	指定年月日 (指定した旨の公示日)
全国家計構造 統計	総務大臣	全国消費実態統計の名称を「全国家計 構造統計」に変更	H31.2.26 (H31.3.14)

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計の指定について掲載したものである。